



医療法人 アガペ会

若松苑デイサービス

# 重要事項説明書

通所介護サービス

(2022年10月改定)

## 通所介護重要事項説明書

(2022年10月1日改定)

### 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話	(098) 935-5858
担当	生活相談員

### 2. 事業所の概要

#### (1) 事業所の名称等

事業所名	若松苑デイサービス
所在地	沖縄県中頭郡北中城村字大城327番地
電話番号	(098) 935-5858
FAX番号	(098) 935-5807
介護保険指定番号	4751280084

#### (2) 施設の職員体制 ※通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の業務に当たる。

サービスにあたっては、下記の職種で配置体制を行い、実施いたします。

職 種	管 理 者	生 活 相 談 員	看 護 職 員	介 護 職 員
		機能訓練指導員	管理栄養士	歯科衛生士

#### (3) 営業日及びサービス提供時間、延長サービス、サービス提供地域

営業日	月曜日から土曜日
営業時間	午前 8時30分～ 午後7時
サービス提供時間	午前 9時00分～ 午後5時30分
時間延長サービス時間	サービス提供時間の開始前後の時間
通常の事業の実施地域	北中城村・中城村・沖縄市・宜野湾市・北谷町の一部

#### (4) 設備の概要

定 員	45名	食堂機能訓練室	242.713㎡
-----	-----	---------	----------

### 3. 提供するサービス内容

サービスの種類	内 容
送 迎	利用時間に合わせて、自宅から事業所までの送迎を実施します。
健康チェック	血圧測定、脈拍測定、体温、その他状態に応じた健康チェックを実施します。看護職員による内服支援・処置を行います。
入 浴	健康状態を確認・観察しながら、入浴専用福祉用具機器が必要な方については、個別にあった機器を選定し、安心安全な入浴を支援します。(希望者のみ)
食事の提供	状況に合わせ、食事内容を検討し提供します。 昼食：午後12時～午後1時 夕食：午後6時～午後7時(延長サービス利用の方)
個別機能訓練	ご自宅を訪問させて頂き、必要なリハビリをご提案、相談し在宅生活を継続するための生活リハビリや機器等を使ったリハビリを致します。
栄養改善	食事摂取の悪い方や栄養状態の悪い方への食事内容の検討・支援を行います。

口腔機能向上	歯科衛生士による食支援・口腔清掃等の支援・指導を行います。
主な活動	各種レクリエーション、手作りおやつ会、誕生会、保育園児との交流会、手工芸、外出支援活動、その他季節の行事等
認知症ケア	プログラムに沿った認知症ケア（臨床美術・回想法等）の実施。 *認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方対象
その他	延長サービスの実施。

#### 4. ご利用料金

##### (1) ご利用料金

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として「介護保険負担割合証」に記載された割合分の金額をお支払い頂きます。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

##### 【基本サービス費】

##### ① 3時間以上4時間未満ご利用

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者自己負担		
		(1割)	(2割)	(3割)
要介護1	3,680円(1回につき)	368円	736円	1,104円
要介護2	4,210円(1回につき)	421円	842円	1,263円
要介護3	4,770円(1回につき)	477円	954円	1,431円
要介護4	5,300円(1回につき)	530円	1,060円	1,590円
要介護5	5,850円(1回につき)	585円	1,170円	1,755円

##### ② 4時間以上5時間未満ご利用

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者自己負担		
		(1割)	(2割)	(3割)
要介護1	3,860円(1回につき)	386円	772円	1,158円
要介護2	4,420円(1回につき)	442円	884円	1,326円
要介護3	5,000円(1回につき)	500円	1,000円	1,500円
要介護4	5,570円(1回につき)	557円	1,114円	1,671円
要介護5	6,140円(1回につき)	614円	1,228円	1,842円

##### ③ 5時間以上6時間未満ご利用

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者自己負担		
		(1割)	(2割)	(3割)
要介護1	5,670円(1回につき)	567円	1,134円	1,701円
要介護2	6,700円(1回につき)	670円	1,340円	2,010円
要介護3	7,730円(1回につき)	773円	1,546円	2,319円
要介護4	8,760円(1回につき)	876円	1,752円	2,628円
要介護5	9,790円(1回につき)	979円	1,958円	2,937円

④ 6時間以上7時間未満ご利用

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者自己負担		
		(1割)	(2割)	(3割)
要介護1	5,810円(1回につき)	581円	1,162円	1,743円
要介護2	6,860円(1回につき)	686円	1,372円	2,058円
要介護3	7,920円(1回につき)	792円	1,584円	2,376円
要介護4	8,970円(1回につき)	897円	1,794円	2,691円
要介護5	10,030円(1回につき)	1,003円	2,006円	3,009円

⑤ 7時間以上8時間未満ご利用

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者自己負担		
		(1割)	(2割)	(3割)
要介護1	6,550円(1回につき)	655円	1,310円	1,965円
要介護2	7,730円(1回につき)	773円	1,546円	2,319円
要介護3	8,960円(1回につき)	896円	1,792円	2,688円
要介護4	10,180円(1回につき)	1,018円	2,036円	3,054円
要介護5	11,420円(1回につき)	1,142円	2,284円	3,426円

⑥ 8時間以上9時間未満ご利用

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者自己負担		
		(1割)	(2割)	(3割)
要介護1	6,660円(1回につき)	666円	1,332円	1,998円
要介護2	7,870円(1回につき)	787円	1,574円	2,361円
要介護3	9,110円(1回につき)	911円	1,822円	2,733円
要介護4	10,360円(1回につき)	1,036円	2,072円	3,108円
要介護5	11,620円(1回につき)	1,162円	2,324円	3,486円

利用後、引き続きサービスを行った場合

時 間	基本利用料	利用者自己負担		
		(1割)	(2割)	(3割)
9時間以上10時間未満	500円(1回につき)	50円	100円	150円
10時間以上11時間未満	1,000円(1回につき)	100円	200円	300円
11時間以上12時間未満	1,500円(1回につき)	150円	300円	450円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が公示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面で知らせします。

【 加 算 】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	利用者自己負担			
		(1割)	(2割)	(3割)	
個別機能訓練加算 (I) イ (I) ロ	利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練計画の進捗状況を説明し訓練内容の見直し等を行う場合。	56円	112円	168円	円/日
		85円	170円	255円	円/日
個別機能訓練加算 (II)	(I)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省へ提出しフィードバックを受けている場合。	20円	40円	60円	円/月
入浴介助加算 (I)	入浴介助を適切に行う事が出来る人員及び設備を有して、入浴介助を行う。	40円	80円	120円	円/日
入浴介助加算 (II)	医師等が利用者の居宅を訪問し浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価・計画している場合。	55円	110円	165円	
栄養アセスメント加算	利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養アセスメントを実施している場合。	50円	100円	150円	円/月
栄養改善加算 (月2回を限度)	低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行い、必要に応じ居宅を訪問した場合。	200円	400円	600円	円/回
口腔・栄養 スクリーニング加算 (I)	介護サービス事業所の従事者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合。 (6月に1回を限度)	20円	40円	60円	円/回
スクリーニング加算 (II)		5円	10円	15円	
口腔機能向上加算 (I)	(I) 口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔掃除の指導もしくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施を行った場合。	150円	300円	450円	円/回
口腔機能向上加算 (II) (月2回を限度)	(II) 口腔機能向上加算 (I)に加え、厚生労働省へ必要な情報を提供し当該情報を有効に活用している場合。	160円	320円	480円	
サービス提供体制強化加算 (I) (II)	(I) 介護福祉士70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士25%以上	22円	44円	66円	円/回
	(II) 介護福祉士50%以上。	18円	36円	54円	
認知症加算	日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者に対してケアを計画的に実施を行った場合	60円	120円	180円	円/日
中重度者ケア体制加算	ケアを計画的に実施するプログラムの作成を行った場合	45円	45円	45円	円/日
生活機能向上連携加算 (I) (II) ※	理学療法士等や医師からの助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした計画を作成等すること。 ※個別機能訓練加算を算定の場合は100単位/月	100円	200円	300円	円/月
		200円	400円	600円	

加算の種類	加算の要件 (概要)	利用者自己負担			
		(1割)	(2割)	(3割)	
ADL維持等加算 (I)	(I) ADL (日常生活動作) の維持又は改善の度合いが一定の水準を超え、平均して得た利得が1以上の場合 (II) (I) の条件を満たし、利得が2以上の場合。 (III) 上記以外の場合。	30円	60円	90円	円/月
ADL維持等加算 (II)		60円	120円	180円	
ADL維持等加算 (III)		3円	6円	9円	
科学的介護 推進体制加算	入所者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、有効に提供・活用をしている場合。	40円	80円	120円	円/月
介護職員 処遇改善加算 I	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	各種サービス実施合計額の5.9%の料金			円/月
介護職員等 特定処遇改善加算 I	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	各種サービス実施合計額の1.2%の料金			円/月
介護職員等 ベースアップ等支援加算	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	各種サービス実施合計額の1.1%の料金			円/月

## 【 その他費用 】

食費	食事の提供を受けた場合、昼食1回につき500円の食費をいただきます。 夕食1回につき520円の食費をいただきます。
おやつ代	おやつを提供を受けた場合、1回につき70円(税込)をいただきます。
おむつ代	おむつは持ち込みとなっています。 おむつの提供を受けた場合、種類に応じて実費をいただきます。 (※1枚あたり38～100円(税込み))
日常生活費	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(ティッシュ、おしぼり、エプロン、歯磨き、歯ブラシなど)について、1日あたり50円(税込み)の費用をいただきます。 利用者・ご家族等がご持参いただく場合は、日常生活費の負担はありません。 【 <input type="checkbox"/> 利用者・ご家族持込み ・ <input type="checkbox"/> 施設にて準備 】

## (2) ご請求とお支払い方法

### 1) ご請求方法

- ① 毎月10日に、前月分の請求書を郵送いたします。(お手元には12日～13日頃配達されます)
- ② 郵送を望まない方はお電話又は受付窓口にてお問い合わせください。

### 2) お支払い方法は次の3方法からお選び下さい。

※ 毎月13日～19日がお支払協力期間です。請求書が届いた月の月末までにお支払いをお願いします。

※ 窓口は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前8時30分から午後5時30分(支払協力期間中は土曜日のみ午前8時30分から正午12時30分の間も開けております。)

- ① 直接「若松苑事務課受付窓口」にて、現金もしくはキャッシュカードによるお支払い。
- ② お振込みによるお支払い。  
※ 請求書に記載してあります弊苑の銀行口座にお振込み下さい。(恐れ入りますが、振込み手数料はご利用者様のご負担となりますので、ご了承ください。)
- ③ ご利用者様の金融機関口座からの引落し。  
※ 「若松苑事務課受付窓口」にて、「口座引落とし依頼書」を準備しておりますので、事前にお立寄り戴き、お手続きをお願い致します。  
※ 振込み・口座引落しの場合は翌月請求書に領収書を同封致します。

## 5. サービスのご利用方法

### (1) サービスのご利用開始

まずは、お電話にてお問い合わせ下さい。当事業所職員がご相談に応じます。

### (2) サービスの終了

#### ①ご利用者及び保護者のご都合でサービスを終了する場合。

ご利用者及び保護者は、当事業所に対し利用終了の意思表示をすることにより、ご利用者の居宅サービス計画の内容にかかわらず、契約に基づく通所利用を解除・終了することができる。

#### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合。

ご利用者及び保護者が、契約書に定める利用料金を2か月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、7日以内に支払われない場合。

#### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保健施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、自立と認定された場合。
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合又は介護保険被保険者資格を喪失された時。
- ・天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合。

## 6. 秘密（個人情報）の保護

当事業所及び職員は、業務上知り得たご利用者又は保護者若しくはそのご家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供はご利用者及び保護者から、予め同意を得たものとして行うこととします。

### ①介護保険サービス利用のための担当者会議、市町村、地域包括支援センター、沖縄県

広域連合、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業者、適切な在宅療養のための医療機関等への情報提供。

### ②介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合ご利用者個人を特定できないように仮名等を使用する事を厳守します。

## 7. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### 《通所介護の目的と運営方針》

通所介護では、要介護者及び要支援者のご家庭等での生活を可能な限り継続して頂くために、居宅サービス計画に基づいた通所介護計画を立て実施し、ご利用者の心身の機能維持・回復をはかる事を目的としたサービスを提供します。

## 8. 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講じるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

## 9. サービス内容に関する苦情

お客様相談・苦情窓口	生活相談員
電話番号	(098) 935-5858

若松苑デイサービス以外に、市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

- ・北中城村 福祉課 (098) 935-2233
- ・中城村 福祉課 (098) 895-2131
- ・宜野湾市 介護長寿課 (098) 893-4411
- ・沖縄市 高齢福祉課 (098) 939-1212
- ・北谷町 福祉課 (098) 936-1234

..... 締結時には、確認のため署名押印する .....

20 年 月 日

通所介護重要事項について、ご理解いただけるように説明を致しました。

事業所番号 4751280084  
事業者 若松苑 デイサービス  
所在地 沖縄県中頭郡北中城村大城327番地

説明者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私は重要事項の説明を受け、十分理解したうえ了承しました。

ご利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

代 筆 者 \_\_\_\_\_ (印)

( 続柄 ) \_\_\_\_\_

( 保護者 ) 住所 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)